

第百六十九回国会 衆議院 青少年問題に関する特別委員会議録 第十号

平成二十年六月六日(金曜日)

午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 玄葉光一郎君

理事 江崎洋一郎君 後藤田正純君

理事 実川 幸夫君 菅原 一秀君

理事 萩生田光一君 理事 笹木 竜三君

理事 吉田 泉君 理事 古屋 範子君

理事 井澤 京子君 井脇ノブ子君

上野賢一郎君 大塚 高司君

蘭浦健太郎君 中森ふくよ君

丹羽 秀樹君 西本 勝子君

馳 浩君 藤野真紀子君

松本 洋平君 山内 康一君

泉 健太郎君 田名部匡代君

高井 美穂君 横山 北斗君

漆原 良夫君 石井 郁子君

衆議院調査局第一特別調査室長 金澤 昭夫君

委員の異動

六月六日

辞任 岩屋 毅君

福岡 資磨君

松本 洋平君

菊田真紀子君

田名部匡代君

石井 啓一君

同日

辞任 蘭浦健太郎君

丹羽 秀樹君

藤野真紀子君

横山 北斗君

高井 美穂君

漆原 良夫君

補欠選任

蘭浦健太郎君

丹羽 秀樹君

藤野真紀子君

横山 北斗君

高井 美穂君

漆原 良夫君

補欠選任

岩屋 毅君

福岡 資磨君

松本 洋平君

第二類第四号

青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

高井 美穂君 田名部匡代君
横山 北斗君 菊田真紀子君
漆原 良夫君 石井 啓一君

六月三日

インターネットの有害情報から、子供を守るための法規制の早期実現に関する請願(やまざわ 大志郎君紹介)(第三四二四号)

青少年健全育成のための有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求めることに関する請願(下地幹郎君紹介)(第三五六七号)

同月四日

青少年健全育成のための有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求めることに関する請願(奥野信亮君紹介)(第三六五一号)

同(高市早苗君紹介)(第三六五二号)

同(鍵田忠兵衛君紹介)(第三七四八号)

同月六日

青少年健全育成のための有害情報規制に関する法整備を求めることに関する請願(林潤君紹介)(第四一五九号)

インターネットの有害情報から、子供を守るための法規制の早期実現に関する請願(安次富修君紹介)(第四一六〇号)

青少年健全育成のための有害図書類・有害情報規制に関する法整備を求めることに関する請願(小池百合子君紹介)(第四二七五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

青少年問題に関する件

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案起草の件

○玄葉委員長 これより会議を開きます。
青少年問題に関する件について調査を進めます。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間で御協議いただいておりますが、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますのとおり起草案を得ました。

本起草案の趣旨及びその内容につきまして、委員長から説明いたします。

まず、本起草案の趣旨について申し上げます。

インターネットは、既に我々の生活に深く結びつき、また、将来にわたって、我々の生活をより豊かにすると期待されています。

一方、インターネットを悪用した犯罪による被害も多く発生し、それに対し、インターネット環境を健全なものにしようとするインターネット関係者も一定の努力をしてきたところであります。

しかし、残念ながら、犯罪、自殺及びいじめ等の青少年の健全な成長を著しく阻害する情報が依然として多く流通し、それによる青少年の被害が絶えません。

このため、表現の自由を保障しつつ、青少年がこのような有害情報に接することを少なくするとともに、安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進することを目的として、本起草案を提出した次第であります。

次に、その主な内容について申し上げます。

第一に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにする施策の推進に当たっては、青少年みずからがインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨として行われなければならないこととし、また、民間における自主

的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担い、国または地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならないこととする基本理念を定めるものとすること。

第二に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策の基本方針等を定めた基本計画を策定するため、内閣総理大臣を会長とし、関係大臣で組織されるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を設置するものとすること。

第三に、国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育において必要な施策を講ずるとともに、その効果的な手法の開発、普及のための研究支援及び情報収集等の必要な施策を講ずるものとすること。

第四に、携帯電話事業者は、青少年にインターネット接続サービスを提供する場合、保護者がフィルタリングサービスの利用をしない旨の申し出をした場合を除き、その利用を条件として、インターネット接続サービスを提供することとする

など、インターネット関係事業者は、青少年のフィルタリングサービスの普及及び利用を促進するための措置を講ずるものとすること。

第五に、サイト管理者等の特定サーバー管理者は、青少年有害情報が発信されていることを知ったときは、青少年による閲覧ができないようにするための措置をとるよう努め、当該措置をとったときは、その記録を作成し、保存するよう努めるものとすること。

第六に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア等に関する調査研究及び普及啓発または同ソフトウェアの技術開発の推進に係る業務を行う者は、フィルタリング推進機関として、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができるも

のとする。

第七に、国及び地方公共団体は、フィルタリング推進機関を含むインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体または事業者に対し、必要な支援に努めるものとする。

第八に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、インターネット上の違法情報の閲覧防止措置を講じた場合におけるサーバー管理者の当該情報発信者に対する損害賠償の制限のあり方について、この法律施行後、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○玄葉委員長 本件について発言を求められておりますので、順次これを許します。井澤京子さん。

○井澤委員 自由民主党の井澤京子でございます。

私は、自由民主党を代表して、本法案について意見を述べさせていただきます。

有害情報から青少年を守るため、大同団結により本法案がまとまったことは、有意義な第一歩です。

第一歩とは、三つの意味があります。

まず、フィルタリングの性能向上のための大きな第一歩です。

青少年を有害情報から守るため、フィルタリングの性能向上をスピードアップしていく必要がある

ります。民間団体の登録制も導入することで、政府がきちんと民間の取り組みを後押ししてできる仕組みを構築しました。

次に、本法案は有害情報対策の着実な第一歩です。

今回は、業界などからの要望を踏まえ、有害情報の基準の策定などを民間にゆだね、国はその活動を支援するという立場をとっています。今後、民主導の取り組みを注視し、今後もインターネット上で発生する新たな事実を踏まえ、国を挙げて法規制の導入も含めた必要な対策を検討すべきです。

また、違法情報については第一歩を踏み出しつつある状況です。

本法案での有害情報には違法情報も含まれますが、対策としては十分ではありません。そのためには、公衆閲覧防止の対象となる違法情報とは何か、それぞれの根拠法に照らして確定する必要があるとあります。また、公衆閲覧防止に必要な手続などの制度整備の課題や考え方について、関係省庁を巻き込んで整理し、必要な対策を講じることが不可欠です。

最後に、今回の対策の実効性を上げるため、全国の御家庭や青少年への普及啓発の政府方針をしっかりと検討するようお願いして、私の発言を終わります。

ありがとうございます。

○玄葉委員長 次に、笹木竜三君。

法案に対し、民主党・無所属クラブを代表して一言申し上げます。

子供が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備については、これまで、民間においても立法府においても対応が不十分であったと言わざるを得ませんが、今回の党派を超えての取り組み、まことに喜ぶべきことと思います。今後は、あらゆる団体がその取り組みに参画できる体制を整備することが必要不可欠です。このため、携帯電話のフィルタリングソフトウ

エアの開発を初めとするインターネットの適切な利用に関する活動を行う公正な民間団体に対する財政支援は、国への登録のいかんにかかわらず、積極的にを行うことを求めます。

また、国は、表現の自由を侵すことがないよう、これらの民間団体に対する支援を行うに当たっては、民間における自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担うべきとの法案の趣旨のつとめ、フィルタリングにおける有害性の判断に閣与することなく、また規制的な取り扱いを控えることを求めます。

一方、民間事業者に対しては、民間における取り組みを尊重する旨を法律に明記したわけでありますから、違法・有害情報に対する閲覧防止措置について、さらなる取り組み強化を求めたいと思います。

次に、フィルタリングサービスの義務化について申し上げます。

子供が使う携帯電話のフィルタリングサービスの利用については、法案でこれを義務化することとしております。ゆえに、法施行に当たっては、子供の発達段階に応じた設定が可能となる携帯電話のフィルタリングサービスの実現が大前提であることを確認させていただきます。

また、フィルタリングは、ネット上の違法・有害情報対策として極めて有効な手段ではありますが、設定基準によつては多様な主体による表現活動や通信の自由を侵害するおそれがあります。このため、閲覧制限の範囲を必要以上に広げない技術の実現を強く求めます。

次に、ネット上の違法情報に対する閲覧防止措置について申し上げます。

言うまでもなく、違法情報は、インターネット上の情報であるか否かにかかわらず、法に基づく厳正な対応が求められます。本法案では本事項について検討課題を挙げておりますが、現行法の枠内でも可能な限りの対応を強化する必要があるとあります。このため、ネット上の違法情報に対する警察のサイバーパトロールを強化するためその適正な

人員配置を求めます。

同様に、ネット上の違法・有害情報に関する通報を広く国民一般から受け付け、サーバー管理者に措置を要請する民間団体への予算を含めた支援の拡充を求めます。

○玄葉委員長 次に、古屋範子さん。

○古屋(範)委員 私は、公明党を代表して、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案につきまして、意見の表明を行います。

インターネットは、急速に普及し、私たちの生活を大きく変えています。特に、青少年を中心に携帯電話、インターネットの利用が比類ない発展を遂げ、現在では携帯文化と呼ばれる新たな文化創造の動きも見られます。

一方で、インターネット利用の方法を誤ることにより、青少年が犯罪に巻き込まれる例は後を絶ちません。また、ネット上での陰湿ないじめが問題となるなど、青少年のインターネット利用のあり方について私たち大人が真剣に考えることが求められています。

本法案は、こうした課題に対し、青少年保護に関係するさまざまな主体の果たすべき役割を明らかにしている点で大きな意義があるものと評価いたします。

その上で、青少年のインターネット利用環境を整備するに当たつての国の役割について意見を申し上げます。

まず第一に、本法案では、民間の自主的取り組みの促進について、フィルタリングの性能の向上と普及促進を一つの柱としています。

民間においては、十八歳未満の携帯電話の利用者にフィルタリングを原則適用する取り組みが進んでおり、その利用者は現在三百四十万人に至っています。また、本年四月には、フィルタリングの精度向上とIT啓発教育を目指して、第三者機関であるEMAが設立される等、さまざまな民間の取り組みが開始をされています。こうした取り組みを阻害することなくさらに順調に発展させる

ため、本法案に基づく支援を適切に行うことが重要と考えます。

その際、フィルタリングの普及、性能向上の推進団体を登録機関とし、国の一定の関与を予定していますが、ここはあくまで民間の取り組みを進める役割に、同じ機能が有害情報の基準策定などコンテンツの内容に直接的、間接的にも関わらないことが望ましいと考えます。今後、国の関与は最小限にとどめ、むしろ産業政策的視点も生かしながら、民間によるフィルタリングサービスの多様化により利用者の選択肢がふえることに期待いたします。

また、第二に、インターネットリテラシーの向上支援について、本法案では、国、地方公共団体、家庭における教育の重要性をうたっています。

ここでは、特に学校教育の役割の重要性を改めて指摘しておきます。本法案においてインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が設置されることとなっていますが、ぜひとも文部科学大臣が、青少年の健全な育成に資するため、学校教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進を積極的に講じていただくことを求めます。

フィルタリングはあくまで青少年の違法・有害情報対策の一つの手段であって、フィルタリングの性能が幾ら向上しても、それだけでは問題の解決にはつながりません。何よりも、子供と一緒にインターネットの使い方を真剣に考える親の姿勢と教育の充実が重要であります。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するために、以上のことを強く要望して、公明党の意見表明といたします。

○玄葉委員長 次に、石井郁子さん。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

子供たちの間にネット接続が可能な多機能、高性能型携帯電話が急速に普及したことで、無防備に有害なサイト、情報にアクセスできる状態にな

り、その結果、ネットを通じて子供が犯罪に巻き込まれている現状は、深刻であり、看過できません。インターネットの適切な利用を進める教育が重要で、子供たちの日常生活と結びつけた実践的な情報リテラシー教育を充実させなければなりません。

携帯電話事業者を初めネット業界は、子供の利益を第一に、事業者がみずからの責任を自覚した自主的な改善が望まれます。本法案は、事業者に対して一定の義務を課し、責任を明確にしています。今後、教育の充実とあわせ、子供たちが有害な情報に接する機会が減少することを期待するものです。

インターネット上の有害情報の内容の判断に国が関与することについては、憲法上の表現の自由からも認められません。本法案は、国による関与を規定せず、民間の第三者機関の自主的な取り組みにゆだねており、妥当なものと言えます。

当委員会では、昨年の臨時国会から三回にわたる参考人質疑を初め、委員長のもと、与野党を超え、精力的かつ真摯な協議が続けられ、このように成案を得ることができました。これまでの委員長の労を多とし、法案起草に当たった意見表明といたします。

○玄葉委員長 これにて発言は終了いたしました。

この際、申し上げます。

まず、本委員会が本案の起草に至った経過について御説明いたします。

学校裏サイトを初めとする子供とインターネットをめぐる事件が頻発していることから、先国会の昨年十一月六日、本委員会において、「子どもとインターネットをめぐる諸問題」に関し、尾木直樹法政大学教授を初めとする四人の参考人をお呼びして、意見を聴取し、質疑を行いました。

さらに、委員会として、十二月五日にインターネット・ホットラインセンター、翌六日にNTTドコモを視察いたしました。

また、参考人質疑及び視察を踏まえ、十二月十一日、「子どもとインターネットをめぐる諸問題」に関し、インターネット上の違法・有害情報から子供を守る施策について、政府に対し質疑を行いました。

これらの経過から、子供たちをインターネット上の違法・有害情報から守るためには、従来の取り組みだけでは不十分であり、フィルタリングの性能の向上及びその普及促進や違法・有害情報に対するサイト管理者やプロバイダーの責務等について、法律で規定する必要があるのではないかと、機運が高まり、その後、各党において法整備に係る検討がなされるようになりました。

今国会に至り、四月十七日、十八日において、政府提出のいわゆる出会い系サイト規制法改正案を本委員会が審査した際にも、出会い系サイト以外のインターネット上の違法・有害情報対策に関しても質疑が行われました。

そして、同案の採決に当たり、情報リテラシー及び情報モラル教育の拡充、フィルタリングサービスの利用及び性能向上の促進、サイト開設者等による違法・有害情報の閲覧防止等の自主的措置の指導支援、インターネット上の違法・有害情報対策に取り組む民間団体への支援などについて附帯決議を付しました。

そして、各党における法案の検討が煮詰まりつつあった四月二十五日、「ネット上の有害情報から子どもを守るための対策」に関して、ソフトバンクの孫正義社長を初めとする四人の参考人をお呼びし、意見を聴取し、インターネット上の有害情報対策に関する民間団体及び事業者の取り組みの状況、そして今後の見通し、将来の携帯電話のフィルタリング技術向上の可能性、事業者等の自主的取り組みに対する評価などについて質疑を行いました。

さらに、五月二十八日、藤原静雄筑波大学大学院教授を初めとする四人の参考人をお呼びし、インターネット上の有害情報から子供を守るための立法を念頭に置いて意見を聴取し、立法措置と表

現の自由、立法による事業者等への影響、民間団体等の立法への期待などについて質疑を行いました。

この委員会の終了後、直ちに立法作業チームを組織し、起草案について検討を開始いたしました。

以降、連日、チーム内の実務者を中心として熱心に協議が続けられ、六月二日に最終合意を得、今回の法案起草に至ったものであります。

次に、立法作業における議論及び本法律案に関する留意事項について申し上げます。

この立法に当たっては、憲法の保障する表現の自由を損なうことなく、インターネット上の違法・有害情報から子供を守る手段をいかに確保するかという点をすべてのメンバーが前提とした上で協議が進められました。

その中で、議論が分かれたのは、インターネットにおける青少年有害情報対策及び環境整備に関する業務を行う民間の第三者機関に対する国の関与のあり方でした。

この点に関して、インターネット上の情報の有害性の判断については、国が関与するおそれのある制度にすべきではないとの結論に達しました。

それは、我々の委員会での議論を受けて、事業者等の民間団体がインターネット上の違法・有害情報から子供を守る各種の取り組みを始めたところであり、その取り組みに期待したいと考えたからであり、かつ、いささかも表現の自由を侵すことのないよう留意したからであります。

ただし、国の関与が有害性の判断にかかわるおそれのないフィルタリングソフト等の調査研究及び普及啓発、またはフィルタリングソフトの技術開発の業務を行う民間団体に限って、フィルタリング推進機関として登録できるものとするものであります。

本法案は、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を習得すること、青少年自身がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧する機会をできるだけ少なくすること、民間におけ

る自主的、主体的取り組みが大きな役割を担うことを旨として立法されるものであります。

関係各位におかれましては、委員会が、子供たちをインターネット上の違法・有害情報から守るための施策の多くをインターネット関係者の自主的、主体的取り組みにゆだねたことの意味を重く受けとめていただきたいと存じます。

お諮りいたします。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付しておりますとおりの起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玄葉委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等(第八条―第十二条)

第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等(第十三条―第十六条)

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等(第十七条―第二十三条)

第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等

第一節 フィルタリング推進機関(第二十四条―第二十九条)

第二節 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援(第三十条―第三十一条)

第六章 雑則(第三十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

第三条 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。

第四条 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ)に供されている情報であつて青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

第五条 前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。

一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接

的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残酷な内容の情報

五 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務(電気通信事業法昭和五十九年法律第八十六号(第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。))をいう。

六 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。))をいう。

七 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であつて青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

八 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。

九 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。))をいう。

十 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基

準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによつて青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを動作させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。

十一 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー(以下「特定サーバー」という。))を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。

十二 この法律において「発信」とは、特定サーバーに、インターネットを利用して公衆による閲覧ができるように情報を入力することをいう。

(基本理念)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力(以下「インターネットを適切に活用する能力」という。))を習得することを旨として行われなければならない。

二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

三 青少年が安全に安心してインターネットを利

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続サービスの提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続サービス提供者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続サービス提供者の義務)

第十八条 インターネット接続サービス提供者は、インターネット接続サービスの提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であつて閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第二十一条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等

第一節 フィルタリング推進機関

(フィルタリング推進機関の登録)

第二十四条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的として、次に掲げるいづれかの業務(以下「フィルタリング推進業務」という。)を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができる。

一 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと。

二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。

2 前項の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣に申請をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第二十六条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

二 法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

4 総務大臣及び経済産業大臣は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 インターネットの利用を可能とする機能を有する機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する者がフィルタリング推進業務を行うものであること。

イ 一年以上青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発又は青少年有害情報フィルタリングサービスに関する実務に従事した経験を有する者
ロ イに掲げる者と同等以上の能力を有する者

者
二 フィルタリング推進業務を適正に行うために次に掲げる措置がとられていること。
イ フィルタリング推進業務を適正に行うための管理者を置くこと。

ロ フィルタリング推進業務の管理及び適正な実施の確保に関する文書が作成されていること。

5 登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者(以下「フィルタリング推進機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

6 フィルタリング推進機関は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務の休廃止)

第二十五条 フィルタリング推進機関は、フィルタリング推進業務を休止し、又は廃止したときは、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定によりフィルタリング推進業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該フィルタリング推進機関に係る登録は、その効力を失う。

(登録の取消)

第二十六条 総務大臣及び経済産業大臣は、フィルタリング推進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一 第二十四条第三項第二号に該当するに至つたとき。

二 第二十四条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

三 第二十四条第六項又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(報告又は資料の提出)

第二十七条 総務大臣及び経済産業大臣は、フィ

ルタリング推進業務の適正な運営を確保するた

めに必要の限度において、フィ

ルタリング推進

機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資

料の提出を求めることができる。

(公示等)

第二十八条 総務大臣及び経済産業大臣は、次に

掲げる場合には、その旨を官報に公示しなけれ

ばならない。

一 登録をしたとき。

二 第二十四条第六項の規定による届出があつ

たとき。

三 第二十五条第一項の規定による届出があつ

たとき。

四 第二十六条の規定により登録を取り消した

とき。

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定に

よる公示をしたときは、当該公示の日付及び内

容をインターネットの利用その他の方法により

公表するものとする。

(総務省令及び経済産業省令への委任)

第二十九条 この節に規定するもののほか、フィ

ルタリング推進機関及びフィ

ルタリング推進業

務に関し必要な事項は、総務省令及び経済産業

省令で定める。

第二節 インターネットの適切な利用に

関する活動を行う民間団体等の

支援

第三十条 国及び地方公共団体は、次に掲げる民

間団体又は事業者に対し必要な支援に努めるも

とする。

一 フィルタリング推進機関

(第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二類第四号 青少年問題に関する特別委員会議録第十号 平成二十年六月六日

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、

この法律の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

る。

第四条 インターネットを利用して公衆の閲覧に

供することが犯罪又は刑罰法令に触れる行為と

なる情報について、サーバー管理者がその情報

の公衆による閲覧を防止する措置を講じた場合

における当該サーバー管理者のその情報の発信

者に対する損害の賠償の制限の在り方について

は、この法律の施行後速やかに検討が加えら

れる、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられ

るものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正す

る。

第四条第三項第二十六号の次に次の一号を加

える。

二十六の二 青少年が安全に安心してイン

ターネットを利用できる環境の整備等に関

する法律(平成二十年法律第 号)第十

二条第一項に規定する基本計画の作成及び

推進に関すること。

第四条第三項第二十七号中「青少年」を「前号

に掲げるもののほか、青少年」に改める。

を

食育推進会議

食育基本法

インターネット青少年有

害情報対策・環境整備推

進会議

食育推進会議

食育基本法

インターネットにおいて青少年有害情報が多く

流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安

心してインターネットを利用できるようにするた

め、青少年のインターネットを適切に活用する能

力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィル

タリングソフトの性能の向上及び利用の普及その

他の青少年がインターネットを利用して青少年有

害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするた

めの措置等を講ずる必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

理由

インターネットにおいて青少年有害情報が多く

流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安

心してインターネットを利用できるようにするた

め、青少年のインターネットを適切に活用する能

力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィル

タリングソフトの性能の向上及び利用の普及その

他の青少年がインターネットを利用して青少年有

害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするた

めの措置等を講ずる必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

理由

インターネットにおいて青少年有害情報が多く

流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安

心してインターネットを利用できるようにするた

め、青少年のインターネットを適切に活用する能

力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィル

タリングソフトの性能の向上及び利用の普及その

他の青少年がインターネットを利用して青少年有

害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするた

めの措置等を講ずる必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

理由

インターネットにおいて青少年有害情報が多く

流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安

心してインターネットを利用できるようにするた

め、青少年のインターネットを適切に活用する能

力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィル

タリングソフトの性能の向上及び利用の普及その

他の青少年がインターネットを利用して青少年有

害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするた

めの措置等を講ずる必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

理由

インターネットにおいて青少年有害情報が多く

流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安

心してインターネットを利用できるようにするた

め、青少年のインターネットを適切に活用する能

力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィル

タリングソフトの性能の向上及び利用の普及その

平成二十年六月十三日印刷

平成二十年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D